

要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

- 対象者 上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
- ・生活保護法に規定する保護の対象となっている人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
- ・児童扶養手当の支給を受けている人
- ・生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
- ・その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

- 対象期間 年度内（4月1日～3月31日）※毎年度申請が必要です。
- 申請期間 当初申請時期（6月中旬予定）
- ・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
- ・当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

- 申込方法 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所では、農業の担い手候補者や兼業農家のスキルアップを目的に「かんきつ栽培講座」を開催します。対象は「かんきつ栽培を始めてみたい」「平日は仕事でかんきつ講習会に参加できない」といった兼業農家の皆さまです。
- 開催内容 6月～9月および2月の計5回、第4土曜日の午前9時から11時の予定でかんきつ栽培に関する基礎知識や毎月の作業のポイントなどを中心に講習します。受講料は無料、上島町在住の方ならどなたでも参加可。第1回講座は6月24日（土）に開催予定です。
- 開催場所 しまなみ農業指導班岩城駐在所（駐車場有）
- 応募方法 受講希望者は、6月16日（金）までに住所、氏名、連絡先（電話番号）を左記まで。
- 問い合わせ・応募 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所 岩城3570番地 担当普及指導員 村上 要二 ☎75・2014（FAX兼用） 平日9時～17時30分 ☒murakami-youzou@pref.ehime.jp

「就学援助希望申請書」に必要な事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書を添付し上島町教育委員会教育課または学校に提出してください。申請書は、上島町教育委員会教育課または学校にあります。

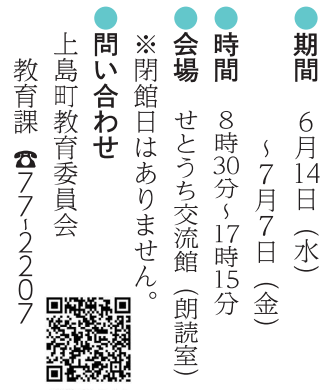
- 問い合わせ 上島町教育委員会 教育課 ☎77・2207

教科書展示会の開催について

令和5年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は小学校の教科書採択があります。令和6年度以降に子どもたちが使用する教科書をご覧になっていただき、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

- 期間 6月14日（水）～7月7日（金）
- 時間 8時30分～17時15分
- 会場 セとうち交流館（朗読室）※閉館日はありません。
- 問い合わせ 上島町教育委員会 教育課 ☎77・2207



重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和5年6月30日です。

7月1日からは新しい受給者証に変わります。6月中旬に更新申請書と受給者証を郵送しますので、お手元に届きましたら新しい受給者証の住所・氏名を必ず確認し、申請期間内に手続きしてください。

- 問い合わせ 弓削 住民課 ☎77・2503 生名町民生活課 ☎76・3000 岩城町民生活課 ☎75・2500 魚島町民生活課 ☎78・0011

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動

のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 人権相談専用ダイヤル（8時30分から17時15分まで）
- 子どもの人権に関する相談は「子どもの人権110番」 ☎0120・007・110
- 女性の人権に関する相談は「女性の人権ホットライン」 ☎0570・070・810
- 日本語が母語でない外国の方は「外国語人権相談ダイヤル」 ☎0570・090・911
- それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」 ☎0570・003・110

上島町の人権擁護委員

弓削地区	宮川 阪光
生名地区	村上貴志夫
岩城地区	古本 貢
魚島地区	中村 一義

「上島町かんきつ栽培講座」の受講生募集

愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所では、農業の担い手候補者や兼業農家のスキルアップを目的に「かんきつ栽培講座」を開催します。対象は「かんきつ栽培を始めてみたい」「平日は仕事でかんきつ講習会に参加できない」といった兼業農家の皆さまです。

- 開催内容 6月～9月および2月の計5回、第4土曜日の午前9時から11時の予定でかんきつ栽培に関する基礎知識や毎月の作業のポイントなどを中心に講習します。受講料は無料、上島町在住の方ならどなたでも参加可。第1回講座は6月24日（土）に開催予定です。
- 開催場所 しまなみ農業指導班岩城駐在所（駐車場有）
- 応募方法 受講希望者は、6月16日（金）までに住所、氏名、連絡先（電話番号）を左記まで。
- 問い合わせ・応募 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所 岩城3570番地 担当普及指導員 村上 要二 ☎75・2014（FAX兼用） 平日9時～17時30分 ☒murakami-youzou@pref.ehime.jp

令和5年度 狩猟等免許取得の案内

上島町では、イノシシ等による農作物への被害が多発しており、捕獲隊（実施隊）の方が有害鳥獣の駆除を行っています。人手が不足しているのが現状です。

農家の方、定年退職をされた方、イノシシの出没により不安を感じている町民の皆さま、狩猟免許を取得してイノシシの捕獲を試みませんか。

町では、狩猟免許取得後に捕獲隊へ入会される方へは、次のとおり補助します。

- 狩猟免許取得・更新 10 / 10 定額補助
- 猟銃の所持許可取得・更新、猟銃の購入に係る費用 10 / 10（上限50万円）
- 問い合わせ 農林水産課（岩城） ☎75・2500 産業建設課（魚島） ☎78・0011

児童手当制度のお知らせ

令和4年6月から、児童手当制度の一部が改正され、毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。現況届は、**原則提出が不要**となりました。※ただし、下記のいずれかにあてはまる受給者は、引き続き現況届や必要書類の提出が必要となります。なお、現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので必ずご提出ください。

【現況届が必要な方】

- ・配偶者から暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・その他 上島町から提出の案内があった方

※養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」が必要です。

【所得制限限度額・所得上限限度額について】

所得が「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5千円）を支給します。所得が「所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されません。これまで手当が支給されていなかった方で、令和5年度の所得が「所得上限限度額」を下回った方については、認定請求書の提出が必要となります。詳しくは上島町役場各総合支所住民課または町民生活課までお問い合わせください。

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安（給与収入のみ）	所得額	収入額の目安（給与収入のみ）
0人	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上のものに限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

●問い合わせ

- 弓削 住民課 ☎77・2503 生名 町民生活課 ☎76・3000 岩城 町民生活課 ☎75・2500 魚島 町民生活課 ☎78・0011